

8月1日から

# タクシー助成事業 対象交通機関を拡大

## 高齢者福祉車両運賃助成事業へ

市では合併以降、一定要件を満たす在宅高齢者の方を対象にタクシー助成事業を実施してきましたが、市内のタクシー営業所数や地理的な事情から生じる乗車運賃などが影響しているため、市内のどの地域からも一律に利用できないのが現状です。

このようなことから、より積極的な社会生活（通院、買い物等）を行っていただくことを目的に現行制度を右のように改正します。

高齢者の方が移動手段として、市内の公共交通機関を利用されている中で、従来タクシーのみであった助成対象車両にコミュニティバスと信楽高原鐵道を加えます。これまで、現行制度を利用されなかった方が、これらの公共交通機関を助成対象とすることにより、より気軽に利用できるように、また、積極的な社会参加や通院をされることにより、介護予防につながることを期待します。

	タクシー助成事業(現行)	高齢者福祉車両運賃助成事業(改正後)
対象交通機関	・市と協定した会社が運行するタクシー	・市と協定した会社が運行するタクシー ・コミュニティバス ・信楽高原鐵道
対象者	・介護保険で要支援以上の認定を受けた在宅高齢者の方でかつ介護保険料が第1～第3段階の方 ・その他市長が認めた方	・介護保険で要支援以上の認定を受けた在宅高齢者の方でかつ <b>住民税非課税世帯の方</b> (介護保険料が第1～第3段階の方で変更はありません。)
助成金額	1か月 5,000円 (年間 60,000円)	・要支援1、要支援2、要介護1の方 ⇒年間 15,000円 ・要介護2から要介護5の方 ⇒年間 60,000円 ※要介護認定区分により年間の助成金額が変わります。
助成券	1枚1,000円×5枚単位で交付	1枚100円×10枚単位で交付
申請窓口	各支所、介護福祉課	市民窓口センター(旧水口支所窓口)、各支所、介護福祉課

問い合わせ 介護福祉課 高齢者福祉係  
☎ 65-0696 FAX 63-4085

**Q** 隣の家では、自分で飼っている数匹の猫以外に、野良猫にも自分の猫と同じように餌を与えています。暑くなれば臭いもきつくて窓を開けられない状態です。テラスや屋根出窓の上にも乗りますし、ウッドデッキで爪とぎをしたり、暖かくなると毎日庭の糞の始末をしなければなりません。団地の方も困っているのですが、近所の手前、言うこともできず自分たちで猫対策をされているのが現状です。(水口町:女)



## 市長への手紙

～皆さんからお寄せいただいた声～

**隣の家が飼い猫+野良猫にも餌を与えています。これからの季節、臭いきつくて窓も開けられません。**

**A** 猫は犬のように登録制になっていないことから、行政では法によって行政指導を行うことはできず、飼い主の方にペットを飼うマナーの啓発を行うなど、限界があります。貴方がお困りいただいている同様の事例は他の地域でもあり、住環境を保全していく観点から自治会等に対応を願っております。

市では、広報紙に飼い主が責任をもって、適正な管理を求めていく記事を掲載する予定であります。地域の問題として取り組まれる際には、滋賀県動物保護管理センターのパンフレットと併せてご利用いただければ幸いです。詳しくは、生活環境課(☎65-0691)までご連絡をいただきますようお願いいたします。

問い合わせ  
秘書広報課 広報公聴係  
☎ 65-06675  
FAX 63-46119